

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることに御留意ください。



内務省

国別政策および情報ノート

トルコ：兵役

2.0 版

2018 年 9 月

目次

評価.....	4
1. 序	4
1.1 申請の根拠.....	4
2. 問題の検討	4
2.1 信憑性	4
2.2 難民条約上の理由	4
2.3 適用除外	4
2.4 リスク	5
2.5 保護.....	8
2.6 国内移住	8
2.7 証明.....	8
国別情報	9
3. 法的文脈.....	9
3.1 兵役義務	9
3.2 適格性	9
3.3 兵役期間	9
4. 免除および代替役務	10
4.1 免除.....	10
4.2 性的指向	11
4.3 民間代替役務	12
4.4 兵役金納制.....	12
5. 良心的兵役拒否.....	13
5.1 選択肢	14
5.2 良心的兵役拒否者の処遇.....	14
5.3 欧州人権裁判所（ECtHR）の判決.....	15
6. 兵役の状況	16
6.1 虐待.....	16
6.2 救済措置	18
6.3 監視.....	19
7. 忌避および脱走.....	19
7.1 定義.....	20

7.2	忌避者および脱走者の人数	20
7.3	忌避者および脱走者の発見	20
7.4	海外渡航	21
7.5	結果.....	21
8.	シリアにおけるトルコの軍事作戦	22
附属書 A		25

評価

更新日：2018 年 9 月 6 日

1. 序

1.1 申請の根拠

1.1.1 以下のいずれかの理由のため、国家による迫害または重大な危害の恐怖。

- (a) 強制的な兵役義務の一環として、庇護申請者が直面する可能性が高い処遇および／もしくは状況
- (b) 庇護申請者の実際の性的指向もしくは有するとされる性的指向ならびに／または
- (c) 庇護申請者が兵役義務の遂行を拒否し、もしくは兵役義務から脱走したことにより直面する可能性が高い刑罰

[目次に戻る](#)

2. 問題の検討

2.1 信憑性

2.1.1 信憑性の評価に関する情報については、「信憑性および難民の地位の評価に関する庇護指針」を参照。

2.1.2 意思決定者は、以前に英国査証またはその他の形態の在留許可の申請があったか否かについても確認しなければならない。査証に一致する庇護申請は、庇護面接の前に調査しなければならない（「査証の一致、英国査証申請者からの庇護請求に関する庇護指針」を参照）。

2.1.3 意思決定者は、言語分析テストを実施する必要性についても検討すべきである（「言語分析に関する庇護指針」を参照）。

[目次に戻る](#)

2.2 難民条約上の理由

2.2.1 庇護申請者は、以下のいずれか 1 つの理由により、本情報ノートで取り上げている問題に関して、条約上の理由を立証することができる。

- (a) 庇護申請者が良心的兵役拒否である場合には、政治的意見および／または
- (b) 庇護申請者が LGBTI コミュニティに属している場合は、特定の社会的集団

2.2.2 条約上の理由を立証するだけでは、難民だと認定するには十分ではない。各事例において取り組むべき問題は、その庇護申請者が実際の条約上の理由または有するとされる条約上の理由により迫害されるという十分に理由のあるリスクがあるか否かである。

[目次に戻る](#)

2.3 適用除外

2.3.1 庇護申請者が戦争犯罪、重大な人権侵害またはその他の重大な犯罪に関与していると考えられる深刻な理由がある場合、意思決定者は、適用除外条項の 1 つが適用されるか否かについて検討しなければならない。

2.3.2 庇護申請者が難民条約の適用除外となる場合、人道的保護の付与も除外される。

- 2.3.3 適用除外条項および制限付き在留許可に関する指針の詳細は、「難民条約第 1 条 F および第 33 条第 2 項に基づく適用除外に関する庇護指針」、「人道的保護に関する庇護指針」ならびに「制限付き在留許可に関する庇護指針」を参照。

[目次に戻る](#)

2.4 リスク

a. 兵役義務により、庇護申請者が重大な危害または虐待のリスクにさらされるか否か

- 2.4.1 20 歳から 41 歳までのトルコ人男性には、最長 12 か月の兵役が義務付けられている。例外は限定的（健康障害、身近な家族が兵役中にテロで死亡した者、他国で以前に兵役を務めた者等）である。特定の人々は、兵役を「お金を支払って」免除してもらったり、延期したりすることもできる（[兵役義務](#)、[適格性](#)ならびに[免除および代替役務](#)を参照）。
- 2.4.2 強制的な兵役義務は、主権国家の権利である。徴兵忌避および脱走を処罰することは通常迫害とは見なされておらず、これは UNHCR の「難民の地位の認定の基準および手続きに関する手引き」（第 167～174 項）およびセペット（Sepet）他対内務大臣事件 [2003 年] UKHL 15（特に第 22 項。「全員に対して行われ、差別的でない場合は、処遇は迫害ではない」）において貴族院によって確認されている。
- 2.4.3 従って、強制的な兵役義務に従事する義務またはこの義務を果たさなかったことによる処罰それ自体は、十分に理由のある迫害の恐怖を引き起こすわけではない。引き起こすのは、以下の条約上の理由による場合に限られる。
- (a) 人間の行動の基本原則に反する行為が兵役に伴い、庇護申請者が関与させられる可能性がある場合
 - (b) 兵役の状況が迫害に相当するほど厳しい場合または
 - (c) 兵役忌避もしくは脱走に対する処罰が不釣り合いなほどに厳しく、もしくは過酷な場合
- 2.4.4 これに関する詳細は、「兵役および良心的兵役拒否に関する庇護指針」を参照。リスクの評価に関する指針の詳細は、「信憑性および難民の地位の評価に関する庇護指針」を参照。

b. 人間の行動の基本原則に反する行為が兵役に伴うか否か

- 2.4.5 「人間の行動の基本原則に反する（中略）行為」とは、庇護申請者が、難民条約第 1 条 F および／または理事会指令 2004/83/EC（「資格指令」）第 12 条の対象になるような形で行動するよう要求されることと解される。詳細は、「適用除外に関する庇護指針：難民条約第 1 条 F に基づく適用除外」を参照。
- 2.4.6 セペット他対内務大臣 [2003 年] UKHL 15 においては、トルコの兵役に関して、「（中略）申請者が、人間の行動の基本原則に反する軍事行動に、それがクルド人に対するものであれ他の誰かに対するものであれ、関与することを要求されるという合理的可能性はない」ことが認められた（第 26 項）。
- 2.4.7 最近の国情は、シリア・アフリンにおけるものを含め、軍事行動に従事する男性の状況が変化したことは示しておらず、貴族院判決から離れる理由はない。また、男性が人間の行動の基本原則に反する行為に関与するよう要求される合理的可能性は高くない（[シリアにおけるトルコの軍事作戦](#)を参照）。

- 2.4.8 リスクの評価に関する指針の詳細は、「信憑性および難民の地位の評価に関する庇護指針」および「兵役および良心的兵役拒否に関する庇護指針」を参照。

c. 兵役の状況

- 2.4.9 徴募兵が虐待されている疑いがあるという報道があり、兵士の間での自殺率は高いと言われる。しかし、虐待を報告している徴募兵の実際の割合は不明である。入手できる同国の情報には、虐待の疑いについて全てが明示されているわけではなく、明示されている場合であっても、その性質または繰り返しにより十分に重大でなければ、必ずしも迫害または重大な危害に相当するとは限らない。加えて、虐待の申し立てについて調査が行われたか、立証されたと認められたか否か、また対処されたか否か、対処された場合は、どのように対処されたのかについても不明である。さらに、2015 年より新しい自殺統計が入手できなかったため、各年の自殺した兵士の実際の割合は不明であり、トルコの人口全体の自殺率（報道によると、人口 10 万人当たり 4.11 人）と比較することはできない。政府は、兵士の間での自殺を防止するための措置を導入し、自殺率は低下しつつある。報道によると、徴募兵の権利に関する政府の意識は改善しており、虐待を防止するための民間の取り組みが継続中である。兵役中の虐待の監視は、利用可能な救済措置とともに実施されている（[兵役の状況](#)を参照）。
- 2.4.10 全般として、強制的な兵役義務に就くことを要求された庇護申請者が直面する可能性のある状況および／または処遇は、迫害または重大な危害に相当するほど厳しくないだろう（[兵役の状況](#)を参照）。
- 2.4.11 リスクの評価に関する指針の詳細は、「信憑性および難民の地位の評価に関する庇護指針」を参照。

d. 性的指向

- 2.4.12 国別指針となっている SD（兵役 – 性同一性）トルコ CG [2013 年] UKUT 612（IAC）（2013 年 6 月 4 日および 5 日審理、2013 年 12 月 5 日公布）事件では、英国上級審判所は、「兵役中に、徴募兵（免除を求めているか免除が認められなかったかは問わない）がトルコ国内で理解されているような同性愛者であることが判明し、または認識された場合は、その者の性同一性に基づいて、迫害に相当するほど十分に過酷な虐待を受ける合理的な程度の可能性があるが、十分な保護は受けられない。兵役中にそのようなことが判明し、または認識されるリスクは、外見および癖、自身の性同一性に関する説明、トルコ社会で理解されているような同性愛者のステレオタイプに合致している度合い、迫害の恐怖以外の理由で性同一性を隠そうとする程度等、個人の特定の状況について、事実に基づいた分析を行うことが必要となる。兵役中に生じる可能性のあるいかなるそのようなリスクも、免除プロセスがあるという事実によって否定されてはならない。そのプロセス自体に、第 3 条違反となる現実のリスクがあるからである」（判決の第 111 項）と判断した。
- 2.4.13 しかし、SD（兵役 – 性同一性）トルコ CG [2013 年] UKUT 612（IAC）（2013 年 6 月 4 日および 5 日審理、2013 年 12 月 5 日公布）の審理の際には、免除プロセスにおける直腸検査および性的に露骨な写真の要件がトルコ当局によって撤回されたばかりであった。上級審判所は、本プロセスについて若干曖昧であり、これらの要件は一般に課されていないと理解している（第 93 項）と述べる一方で、免除プロセスに含まれる（第 98 項）とも述べている。証拠からは、これらがもはや要求されていないことが強く示唆される（[性的指向](#)を参照）。

2.4.14 庇護申請者の状況によるが、強制的な兵役を義務付けられ、または LGBTI として免除プロセスに着手する、実際の LGBTI の人々または LGBTI と認識されている人々が直面する可能性のある状況および／または処遇は、迫害に相当する可能性がある（[性的指向](#)を参照）。

2.4.15 リスクの評価に関する指針の詳細は、「信憑性および難民の地位の評価に関する庇護指針」を参照。「国別政策および情報ノート トルコ：性的指向およびジェンダー・アイデンティティ（Country Policy and Information Note on Turkey: Sexual orientation and gender identity）」も参照。

e. 徴兵忌避または脱走に対する処罰

2.4.16 兵役を忌避した者は全国情報システムである GBTS に登録され、全国において、警察による日常的な職務質問、国境検問および逮捕の事例の際に、当局の関心を引く可能性がある。警察は、忌避者を捜索しに自宅に行くこともあるだろう（[忌避および脱走](#)を参照）。

2.4.17 セペット他対内務大臣 [2003 年] UKHL 15 においては、貴族院は、トルコの法律には、兵役の代わりとなる非戦闘員の代替役務が規定されていないと判断した。徴兵忌避者は 6 か月から 3 年の懲役に処せられるおそれがある。刑期満了後、徴兵忌避者は兵役に就かなければならない（第 5 項）。

2.4.18 他の情報源は、兵役忌避の量刑で最も短いものは、7 日以内に当局に出頭した者は 1 か月、7 日以内に逮捕された者については 3 か月であることを指摘している。自傷行為、虚偽文書の行使等加重事情がある場合は、最高で懲役 10 年に処せられる可能性がある（[忌避および脱走 – 結果](#)を参照）。

2.4.19 兵役に代わる民間代替役務はなく、場合によっては繰り返しとなる処罰を含め、徴兵忌避に対する刑罰が導入されている（[民間代替役務](#)ならびに[忌避および脱走](#)を参照）。

2.4.20 しかし、セペット他対内務大臣 [2003 年] UKHL 15 の第 5 項は、「(クルド人を含め、)トルコで兵役を拒否する者が、拒否したことにより、法律上または事実上、不釣り合いな、または過度の処罰を受けることはないことは合意された事実である。徴兵忌避者は、拒否するに至った理由の如何を問わず、起訴および刑罰の対象となる」と結論付けた。

2.4.21 従って、大半の場合、全般として庇護申請者が軍務に就くことに消極的であることまたは「戦闘地域」に入ることを拒否することによる結果が、重大な危害の現実のリスクにさらされ保護を必要とすることを示すことができるほどになる可能性は低い。

2.4.22 リスクの評価に関する指針の詳細は、「信憑性および難民の地位の評価に関する庇護指針」を参照。

f. 良心的兵役拒否

2.4.23 良心的兵役拒否者について、欧州人権裁判所（ECtHR）は、サヴダ（Savda）対トルコ事件（申請番号 42730/05、判決 2012 年 6 月 12 日、確定 2012 年 9 月 12 日）、全員一致で欧州人権条約第 3 条（品位を傷つける取り扱いの禁止）および第 9 条（思想、良心および宗教の自由）の違反ならびに軍事裁判所の独立性および公平性の欠如による同条約第 6 条第 1 項の違反があると判断した。ECtHR は、トルコにおいて実施されている強制的な兵役は良心を理由とする免除を一切認めておらず、その結果従わなかった者に重い刑罰が繰り返し科されている。そのような制度は、社会の一般的利益と良心的兵役拒否者との間の適切な均衡を欠いていた。良心的兵役拒否者に対する刑罰、制裁、有罪

判決および起訴は、その良心および信念の要件を考慮するための措置がないときであっても、民主的社会においては必要と見なすことはできない。本件の情報ノートは英語でも公開されている。

- 2.4.24 情報源は、良心的兵役拒否者が、拘束中に虐待を受けていたと示唆した（[良心的兵役拒否者の処遇](#)を参照）。
- 2.4.25 意思決定者は、庇護申請者が兵役を拒否する性質、理由および程度／信念を位置付け、判断しなければならない。信念が確固たるものであり、その直接的な結果として、徴兵忌避／脱走により不釣り合いな刑罰／処罰を受ける合理的な可能性があることを証明する責任は庇護申請者にある。法律に従わないことで刑に処され／処罰されることおよび偶然特定の宗教的、道徳的またはその他の信念を有していることを証明するだけでは十分ではない。庇護申請者に兵役に就くことを妨げる確固たる信念があり、兵役金納制（参照）がないため、兵役に就くことを拒否することにより繰り返し受ける可能性のある処罰が迫害につながる可能性がある（「兵役および良心的兵役拒否に関する庇護指針」ならびに[免除および代替役務](#)を参照）。
- 2.4.26 リスクの評価に関する指針の詳細は、「信憑性および難民の地位の評価に関する庇護指針」を参照。

[目次に戻る](#)

2.5 保護

- 2.5.1 庇護申請者に国家による迫害および／または重大な危害に関する恐怖がある場合、当局の保護を受けられる可能性は低い。
- 2.5.2 国家による保護を受けられるか否かの評価に関する指針の詳細は、「信憑性および難民の地位の評価に関する庇護指針」を参照。

[目次に戻る](#)

2.6 国内移住

- 2.6.1 庇護申請者に国家による迫害および／または重大な危害に関する恐怖がある場合、移住によりそのリスクを逃れられる可能性は低い。
- 2.6.2 国内移住および考慮すべき要素に関する指針の詳細は、「信憑性および難民の地位の評価に関する庇護指針」を参照。

[目次に戻る](#)

2.7 証明

- 2.7.1 請求が拒否される場合、それが庇護申請者の良心的兵役拒否または性的指向に基づくものでない限り、2002 年国籍、移民および庇護法第 94 条に基づく「明らかに根拠がない」ものと証明される可能性は高い。
- 2.7.2 証明に関する指針の詳細は、「2002 年国籍、移民および庇護法第 94 条に基づく保護および人権請求の証明（明らかに根拠がない請求）」を参照。

[目次に戻る](#)

国別情報

更新日：2018 年 8 月

3. 法的文脈

3.1 兵役義務

- 3.1.1 欧州安全保障協力機構（OSCE）による安全保障に関する調査票への 2017 年 6 月付の回答で、トルコの代表団は、「入隊に関する規則および手続きは、憲法第 72 条に基づき、兵役法（Law on Military Service）（法律第 1111 号）ならびに予備役将校および予備軍属法（Law on Reserve Officers and Reserve Military Employees）（法律第 1076 号）に規定されている」と述べた¹。
- 3.1.2 カナダ移民難民委員会（カナダ IRB）調査総局（Research Directorate）による 2014 年 6 月付「情報要求への回答（Response to Information Request）」で引用された様々な情報源もまた、「トルコでは、男性国民は全て強制的な兵役の対象である」と示唆した²。しかし、女性には兵役の義務はない³。

[目次に戻る](#)

3.2 適格性

- 3.2.1 安全保障に関する調査票への 2017 年 6 月付の OSCE への回答では、トルコの代表団は以下のように述べた。「トルコ軍で任務に就いている正規の女性将校および下士官は、志願して入隊した。（中略）男性の徴募兵でトルコ軍のニーズは満たされているため、女性国民に強制的な兵役を課す予定はない」⁴
- 3.2.2 1927 年法律第 1111 号の（改正）第 2 条には、以下のように規定されている。「全男子の兵役〔適齢〕年齢は、基本国民台帳に掲載されている年齢によるものとし、その者の年齢が 20 歳に達する年の 1 月 1 日に始まり、41 歳に達する年の 1 月 1 日に終わるものとする」⁵
- 3.2.3 2014 年 12 月付の「普遍的・定期的レビューのための報告書（Briefing paper for the Universal Periodic Review）」において、戦争抵抗者インターナショナルは、兵役法第 3 条について以下の情報を提供し、次のように述べた。
- 同法は、「（中略）兵役を召集期間、現役および予備役に分けている。召集期間は、兵役〔適齢〕年齢の開始から部隊配属まで続く。現役の標準的期間は 12 か月であり、その後 41 歳まで予備役が続く。しかし、現役については適齢年齢の定義がなく、慣行上、いつ義務を始め、いつ終わるのかについては上限年齢が存在しない」⁶
- 3.2.4 このテーマに関する情報は、[免除および代替役務](#)を参照。

[目次に戻る](#)

¹ OSCE、「（中略）代表団による回答（Response by the Delegation [...]）」、2017 年 6 月 14 日、URL

² カナダ IRB、Ref: TUR104876.E、2014 年 6 月 4 日、URL

³ OSCE、「（中略）代表団による回答」、20 ページ、2017 年 6 月 14 日、URL

⁴ OSCE、「（中略）代表団による回答」、20 ページ、2017 年 6 月 14 日、URL

⁵ トルコ：1927 年法律第 1111 号、軍事法（Military Law）、1927 年 3 月 20 日、URL

⁶ 戦争抵抗者インターナショナル、「（中略）報告書（Briefing paper [...]）」、2014 年 12 月 3 日、URL

3.3 兵役期間

3.3.1 カナダ IRB は、2014 年 1 月付で、兵役期間が 15 か月から 12 か月に短縮されたと指摘した⁷。

3.3.2 安全保障に関する調査票への 2017 年 6 月付の OSCE への回答では、トルコの代表団は以下のように述べた。

「徴兵制においては、徴募兵は異なる形態で兵役に就く。第 1 の形態は下士官の階級での兵役である。この階級は、2 年制の専門学校またはそれより低い教育を受けた徴募兵に適用される。この徴募兵の兵役期間は 12 か月間である。

第 2 の形態は、将校の階級での兵役である。これは 4 年制の大学またはそれより高い教育を受けた徴募兵に適用される。兵役期間は 12 か月であり、この隊員は准尉の階級で兵役に就く。

第 3 の形態は、短期間の下士官での兵役である。この階級もまた 4 年制の大学またはそれより高い教育を受けた徴募兵に適用される。当該人物の兵役期間は将校階級の半分であり、現在は 6 か月間である」⁸

3.3.3 DFAT 報告書は、大学生は学業を終えるまで兵役を延期することができることを指摘している⁹。

3.3.4 2018 年に承認された、大学生が兵役期間を短縮できるようにする法律に関する情報は、「[兵役金納制](#)」を参照。

[目次に戻る](#)

4. 免除および代替役務

4.1 免除

4.1.1 安全保障に関する調査票への 2017 年 6 月付の OSCE への回答では、トルコの代表団は以下のように述べた。

「(中略) 法律第 1111 号の第 10 条により、身体的または精神的に兵役に適していない者は、許可を受けた所管の病院から提供を受けた健康診断書により立証されれば、この義務を免除される。

同条に規定されている他の免除は、兵役中に死亡した者の兄弟および兵役中にテロの犠牲となった殉職者の兄弟および息子のためのものである。これらのカテゴリーに所属する国民は、入隊を志願する旨を明言しない限り、入隊することはない。

移民によりトルコの市民権を取得したトルコ国民であって、移民元の国において入隊し、または兵役を完了した者も、兵役を免除される。

トルコ兵役法 (Turkish Military Service Code) (法律第 1111 号) では、学生は、その身分を維持し、35 歳未満である場合は、徴集される前に高等教育 (法学修士または博士課程の大学または研究機関) を修了することができる」¹⁰

⁷ カナダ IRB、Ref: TUR104876.E、2014 年 6 月 4 日、URL

⁸ OSCE、「(中略) 代表団による回答」、14 ページ、2017 年 6 月 14 日、URL

⁹ オーストラリア政府、「DFAT 国別情報報告書 (DFAT Country Information Report)」、28 ページ、2016 年 9 月 5 日、URL

¹⁰ OSCE、「(中略) 代表団による回答」、14 ページ、2017 年 6 月 14 日、URL

- 4.1.2 2016 年 12 月付の報告書で、欧州評議会は、2016 年 11 月 23 日に政令第 678 号が公布され、「(中略)『フェトフッラー派テロ組織 (FETÖ) によるクーデター未遂およびその後の活動を阻止しようとして殉職した』者の子どもおよび兄弟の義務的な兵役を免除することになった (政令第 678 号)」¹¹
- 4.1.3 オーストラリア外務貿易省 (DFAT) は、2016 年 9 月に公表したトルコに関する国別情報報告書で、以下のように指摘している。「身体障害があると主張する場合、障害が依然として残っていることを確認するため、兵役適齢年齢の期間中は、2 年に一度程度、追跡検査の対象となる」¹²
- 4.1.4 同報告書は、以下のように述べている。
- 「軍当局は、兵役に関する責任または義務が一切残っていないことを示す兵役免除文書を発行する。このような文書には、不適格である理由に関する情報は掲載されていない。兵役不適格の人々は、支障なく公的または民間部門で雇用を得ることができる。徴兵は若い男性の通過儀礼として見なされている一方で、免除を認められた者に対する社会的な差別はまれである」¹³
- 4.1.5 2018 年 1 月、ヒュリエット・デイリーニュース (Hurriyet Daily News) は以下のように報道した。
- 「男性の裁判官および検察官が、35 歳まで強制的な兵役を免除されることになる。これは、多くの法曹が、ギュレン派ネットワークとの関連により解任されたことを受け、欠員を補充するためであり、国防・司法両省と裁判官・検察官委員会 (Board of Judges and Prosecutors : HSK) との間で署名された協定に基づいて行われる。1 月 11 日、日刊紙ハベルチュルク紙が報じた。(中略) 今回の動きは、検察官および裁判官約 4,500 人がギュレン派ネットワークとの関連により追放されたことを受けてのものである。同ネットワークは、2016 年 7 月 15 日のクーデター未遂の背後にいと広く信じられている (中略) 国防・司法両省および HSK は、『徴兵延期』協定に署名し、同協定は今後 10 年間有効となる」¹⁴
- 4.1.6 これらの理由による免除については、[性的指向](#)を参照。

[目次に戻る](#)

4.2 性的指向

- 4.2.1 2016 年 11 月付の報告書で、欧州庇護支援事務所 (EASO) は、以下のように述べている。「2013 年、軍は徴兵検査に新たなカテゴリー『性同一性障害および行動障害』を設け、長らく批判されてきた『異常な』または『精神疾患』に取って代わった。トルコでは同性愛を禁止する法律はないものの、公然とゲイと認める男性は、軍において歓迎されないと考えられている。同性愛者であると明言することで、トルコでは兵役を回避することが可能である (中略)」¹⁵

¹¹ 欧州評議会、「トルコにおけるクーデター未遂 (中略) (The failed coup in Turkey [...])」、第 19 項、2016 年 12 月 12 日、URL

¹² オーストラリア政府、「DFAT 国別情報報告書」、28 ページ、2016 年 9 月 5 日、URL

¹³ オーストラリア政府、「DFAT 国別情報報告書」、28 ページ、2016 年 9 月 5 日、URL

¹⁴ ヒュリエット・デイリーニュース、「トルコの裁判官、検察官 (中略) 免除される (Turkish judges, prosecutors exempt [...])」、2018 年 1 月 11 日、URL

¹⁵ 欧州庇護支援事務所、「カントリー・フォーカス：トルコ (Country Focus: Turkey)」、37 ページ、2016 年 11 月、URL

4.2.2 2015 年 11 月、ピンクニュース（Pink News）は以下のように報道した。

「トルコで兵役免除を求めるゲイの男性は、もはや性交の写真および肛門検査で性的指向を証明することを求められなくなるだろう（中略）」

この一連の苦しい体験は、性的指向を明らかにするか隠すかを迫られるため、ゲイの男性にとっては屈辱的なものとなることも多い。以前は、性的指向に基づいて免除を希望する者は、公の場で明言しなければならず、差別につながることも多かった。徴兵に行くと、ゲイの男性は、通常 1 年の兵役期間中、性的指向を隠さなければならない。

現在、徴兵検査の規則が緩和され、ゲイと主張する男性に行われる『検査』に関する一部規定が廃止された。同性愛者であることを『証明』するため、男性と性交に及ぶ写真を見せる要件も廃止された。

しかし、ゲイの男性は依然として医師による検査を受けなければならず、医師はゲイの男性の『振る舞いを観察』するとともに、話し方を観察する。

それでも、男性が性的指向を明らかにすることが、兵役免除の決定を下す唯一の根拠となるだろう」¹⁶

4.2.3 LGBTI ニュース・トルコ（LGBTI News Turkey）は、2018 年 2 月付の情報に基づき、以下の内容を公表した。

「憲法裁判所の判決では、同性愛関係にある兵士を軍から追放する軍事刑法（Martial Penal Code）上の処分は合憲であると判断された。（中略）判決によると、『異常な肉体関係にある』疑いで、性的指向を理由に兵士 1 人に対する公訴が提起された。軍事最高裁判所第 1 法廷は、以下の軍事刑法の規定を支持する判決を下した。『他の者と異常な肉体関係にある兵士は、トルコ軍から追放される処罰の対象となり、その階級は剥奪される』（中略）。

判決では、当該規定は『異常な肉体関係にある』ことを禁止するものであると説明された。『異常な肉体関係』条項は、『異常な性行動を示すこと』と定義されている（中略）」¹⁷

4.2.4 LGBTI の人々に関する詳細は、「国別政策および情報ノート トルコ：性的指向およびジェンダー・アイデンティティ」を参照。

[目次に戻る](#)

4.3 民間代替役務

4.3.1 兵役に代わる民間代替役務は存在しない¹⁸。

[目次に戻る](#)

4.4 兵役金納制

4.4.1 2016 年 1 月、デイリー・サバ（Daily Sabah）は、エルドアン大統領が、トルコ人の国外在住者が兵役を免除してもらうために必要な費用を減額する法律を承認したと指摘した。同報道では、「それにより、3 年以上トルコ国外に居住し、または 3 年連続国外で勤

¹⁶ ピンクニュース、「トルコ、（中略）に関する規則を緩和（Turkey relaxes rules [...]）」、2015 年 11 月 20 日、URL

¹⁷ LGBTI ニュース・トルコ、「憲法裁判所副裁判長の（中略）（Constitutional Court Deputy Chair's [...]）」、2018 年 2 月 20 日、URL

¹⁸ カナダ IRB、TUR104876.E、2014 年 6 月 4 日、URL

務しているトルコ国民は、現在の 6,000 ユーロに代わって、1,000 ユーロを支払えば、義務的な兵役を免除する選択肢が得られる。ただし、新法による恩恵を受けるためには、38 歳以上である必要がある¹⁹

- 4.4.2 在アンカラ英国大使館は、2018 年 5 月 8 日、以下の情報を提供した。本情報は、[附属書 A](#)に掲載されている。

「2018 年 4 月にトルコ外務省から受領した情報によると、トルコ人国外在住者の兵役免除を規定する法律（軍事法の改正に関する法律（The Law on the Amendments to the Military Law））が 2016 年 1 月 14 日に採択され、2016 年 1 月 27 日から 2017 年 12 月 31 日まで有効となった（トルコ、2016 年 10 月 24 日）。これにより、複数の基準を満たしている特定の国民は、1,000 ユーロ（または相当）を支払うことで、兵役を免除された。

この兵役金納制は、当初の目的どおり、2017 年 12 月に終了した。これは実質的に特別な取引であり、はるかに安い免除費用を提示したものである。本プロセスは、申請者が 6,000 ユーロを支払う以前の制度に戻った（費用を除くその他の要件は全て同じである）」²⁰

- 4.4.3 2018 年 7 月、デイリー・ヒュリエット（Daily Hurriyet）は以下のように報道した。

「トルコ議会では、[2018 年] 7 月 26 日、一定額を支払うことでトルコ国民が兵役期間を短縮することができるようにする法律が承認された。同法は、与党公正発展党（AKP）および民族主義者行動党（MHP）議員に支持されていた。

同法により、若いトルコ人男性は、大卒者でありかつ銀行口座を通じて政府に一定額を支払った場合は、5 か月半または 12 か月の代わりに 21 日で兵役を終了することができる。

同法によると、1994 年 1 月 1 日以前に生まれた国民は、15,000 トルコ・リラ（3,141 ドル）[本報告書執筆時点で約 2,627 ユーロ]を支払えば、わずか 21 日しか兵役義務を課されない。

同法はレジェップ・タイップ・エルドアン大統領の承認を受けるため回付され、後に官報に掲載される²¹

- 4.4.4 2015 年に導入された「兵役金納制」について、EASO は以下のように指摘した。「当時、約 70 万人がこの基準を満たしていたが、わずか 69,000 人しかこの選択をしなかった。全般的に、支払うことができるのは富裕層のみである」²²

- 4.4.5 このテーマに関する詳細は、[兵役期間](#)を参照。

[目次に戻る](#)

¹⁹ デイリー・サバ、「エルドアン大統領、兵役免除料に関する法律を承認（President Erdoğan ratifies law on military exemption fee）」、2016 年 1 月 26 日、URL

²⁰ 在アンカラ英国大使館、「(中略) 兵役に関する情報（Information on military service [...]）」、2018 年 5 月 8 日、必要に応じ入手可能

²¹ デイリー・ヒュリエット、「トルコ議会、有料兵役法を承認（Turkey's parliament ratifies paid military service law）」、2018 年 7 月 26 日、URL

²² 欧州庇護支援事務所、「カントリー・フォーカス：トルコ」、37 ページ、2016 年 11 月、URL

5. 良心的兵役拒否

5.1 選択肢

5.1.1 米国国務省「信仰の自由に関する国際報告書（2017 年版）（2017 年国務省 IRF 報告書）」は、「（中略）良心的兵役拒否に関する規定はない」と指摘している²³。

5.1.2 2016 年 9 月付の DFAT 報告書は、以下のように述べている。「宗教に基づく良心的兵役拒否の権利は法律に規定されていない。兵役は全ての宗教集団に適用される（中略）。宗教に基づく良心的兵役拒否の権利は、欧州人権裁判所の判決に基づいて、最近軍事裁判所が認めたが、この権利は法律で保護されておらず、スンニ派イスラム教徒には適用できない」²⁴

5.1.3 同報告書は、以下のように述べている。

「現在、徴募兵が良心的兵役拒否に基づく兵役免除を請求する法的根拠がトルコの国内法にはない。憲法では国際法が優先されており、その上で軍事裁判所が少なくとも徴募兵 1 人について宗教に基づく良心的兵役拒否の権利があると主張することを認めた。本件の請求者はエホバの証人の信者であった。しかし、その後の裁判で、イスラム教には良心的兵役拒否の概念がないという宗務総局（Directorate of Religious Affairs）からの勧告を受けて、軍事裁判所はスンニ派イスラム教徒には良心的兵役拒否を請求する根拠がないと判断した」²⁵

[目次に戻る](#)

5.2 良心的兵役拒否者の処遇

5.2.1 2014 年 6 月、カナダ IRB は以下のように報告した。

「複数の情報源が、解放され次第、良心的兵役拒否者は再び徴兵されることが多く、拘束のプロセスが繰り返されている。

IFOR [国際友和会] は、『トルコで拘束されている良心的兵役拒否者の大半は、身体的な虐待を受けた』と報告している」²⁶

5.2.2 「2017 年国務省 IRF 報告書」は、以下のように述べている。

「宗教を理由として義務的な兵役に反対する者は、軍事裁判所および民事裁判所で起訴されるおそれがあり、有罪判決を受ければ、懲役 2 か月から 2 年の刑に処せられる（中略）。[2017 年] 8 月現在、エホバの証人の信者 68 人が良心的兵役拒否者として起訴されている。エホバの証人の職員は、政府はエホバの証人の良心的兵役拒否者を『終わりのない兵役への召集、罰金の繰り返しおよび投獄の脅迫』の対象にしていると述べた」²⁷

5.2.3 2017 年 11 月、ビアネットは以下のように報道した。

「良心的兵役拒否者のブラク・オズギュネル（Burak Özgüner）は、（中略）徴兵忌避で 1,486 トルコ・リラの罰金が科された。軍事法（法律第 1111 号）に基づき、コンヤ

²³ 米国国務省、「信仰の自由に関する国際報告書（2017 年版）－トルコに関する部分」、2018 年 5 月 29 日、URL

²⁴ オーストラリア政府、「DFAT 国別情報報告書」、17 ページ、2016 年 9 月 5 日、URL

²⁵ オーストラリア政府、「DFAT 国別情報報告書」、28 ページ、2016 年 9 月 5 日、URL

²⁶ カナダ IRB、Ref: TUR104876.E、2014 年 6 月 4 日、URL

²⁷ 米国国務省、「信仰の自由に関する国際報告書（2017 年版）－トルコに関する部分」、2018 年 5 月 29 日、URL

県アコレン地区（Akören Sub-Governorate）が〔2017 年〕10 月 5 日に発出した過料の決定は、国防省軍事徴兵事務所総局（Military Recruiting Office Directorate）により 10 月 27 日にオズギュネルに送達された。

オズギュネルは、通知から 15 日後に平和刑事裁判所（Criminal Court of Peace）に出廷することになる旨通知を受けた。オズギュネルはまた、この罰金は、配属された軍部隊に直ちに入隊すれば、半分に減額される旨通知を受けた。

2017 年 6 月、オズギュネルは国防省に対し兵役免除を要求する申請書を提出した。（中略）

オズギュネルはまた、2017 年 8 月に兵役忌避により罰金を科された。オズギュネルは、刑事裁判所に対し、罰金に対する不服申し立てを行ったが、何の対応も得られていないと報告した²⁸。本報告書執筆時点で本事件に関する追加情報は得られなかった。

5.2.4 2017 年 3 月、ピアネットは以下のように報道した。

「義務的な兵役から脱走した容疑で、逮捕されずに公判を待っている良心的兵役拒否者オヌル・エルデン（Onur Erden）およびウウル・ギュルテキン（Uğur Gültekin）の公判は、ゲリボル第 2 軍団司令部軍事裁判所（Gelibolu 2nd Corps Commandership Military Court）で行われた。

ギュルテキンの公判は 7 月に延期されたが、エルデンには懲役 12 か月の刑が処された後に裁判所が 10 か月に減刑した。しかし、判決の公表は延期されなかった。エルデンは、軍事最高裁判所が承認すれば、10 か月間服役することになる。

vicdaniret.org の報告書によると、ギュルテキンの公判が延長されたのは、軍事裁判所が解除される可能性があるという議題のためであった。

公判後の声明で、良心的兵役拒否協会（Conscientious Objection Association）の弁護士ギョクハン・ソシヤル（Gökhan Sosyal）は、依頼人が良心的兵役拒否者であることを理由に軍事裁判所で裁かれるのは違法であると述べた²⁹。

5.2.5 「2014 年版トルコに関する加盟進捗報告書（2014 Progress Report on Turkey）」において、欧州委員会は、以下のように述べた。「軍事刑務所において良心的兵役拒否者が虐待されているという疑惑に関する複数の公判が継続していた」³⁰。CPIT は、参照した情報源からはより直近の情報を得ることができなかった。

5.2.6 軍事刑務所の監視に関する情報は、[監視](#)を参照。このテーマに関する詳細は、「国別政策および情報ノート トルコ：刑務所の状況（Country Policy and Information Note on Turkey: Prison conditions）」を参照。

[目次に戻る](#)

5.3 欧州人権裁判所（ECtHR）の判決

5.3.1 2016 年 6 月、ピアネットは以下のように報道した。

²⁸ ピアネット、「良心的兵役拒否者オズギュネル、1,486 トルコ・リラの罰金（Conscientious Objector Özgüner Fined 1,486 TL）」、2017 年 11 月 3 日、URL

²⁹ ピアネット、「良心的兵役拒否者オヌル・エルデンに刑期（Jail Term for Conscientious Objector Onur Erden）」、2017 年 3 月 23 日、URL

³⁰ 欧州委員会、「2014 年版トルコに関する加盟進捗報告書」、2014 年 10 月 8 日、50 ページ、URL

「欧州人権裁判所（ECtHR）は、良心的兵役拒否者エンヴェル・アイデミル（Enver Aydemir）に有利な判決を下した。

ECtHR は、拷問および『非人道的もしくは品位を傷つける取り扱いまたは刑罰』を禁じた欧州人権条約第 3 条にトルコが違反したと判断し、トルコに 18,000 ユーロの損害賠償を支払うよう判決を下した。

2007 年に兵役に就くことを強制された後、命令への不服従を理由にアイデミルに対して刑事訴訟が起こされた。宗教的信条を理由に兵役を拒否したアイデミルは、これまでに 3 回逮捕され、5 回起訴された。

アイデミルはまた、マルテペ軍事刑務所（Maltepe Military Prison）で拷問された」³¹

5.3.2 軍事刑務所の監視に関する情報は、[監視](#)を参照。このテーマに関する詳細は、「国別政策および情報ノート トルコ：刑務所の状況」を参照。

5.3.3 複数の情報源を引用して、2016 年 11 月付の EASO の「カントリー・フォーカス」報告書は上記の事件について以下のように言及した。

「最近、ECHR は、トルコ軍が世俗的であることから兵役を拒否した、初めての公知のイスラム教徒の兵役拒否者に対して非人道的な取り扱いを行ったとしてトルコを有罪と見なした。しかし、ECHR は、思想、良心および宗教の自由に関する欧州人権条約第 9 条にトルコは違反していないとの判決を下した。これは、申し立て人が拒否したのは、宗教的信条によって兵役を果たすことができないのではなく、政治的思想がトルコ共和国の世俗主義を否定するものだったからである」³²

[目次に戻る](#)

6. 兵役の状況

6.1 虐待

6.1.1 「米国国務省 2017 年国別人権報告書（2017 年国務省人権報告書）」は、以下のように述べている。「メディアの報道によると、一部の徴募兵は苛酷なしごき、身体的虐待および拷問に耐えており、自殺につながることもあった」³³

6.1.2 2014 年 6 月、カナダ IRB は以下の情報を公表した。

「欧州委員会の『2013 年版トルコに関する加盟進捗報告書』によると、徴募兵が『虐待』を受けているとの報道があり、この問題について政府の取り組みが必要であった（EU 2013、50 ページ）。欧州委員会はまた、議会の人権調査委員会が兵役中の人権侵害に関する『監視書類』を公開した（EU 2013、50 ページ）と報告している。アスケル・ハクラリ（Asker Haklari）（徴募兵の権利イニシアチブ（The Rights of Conscript Initiative））は、徴募兵への虐待の防止を目的とし、徴募兵に対する虐待の報告のためのウェブサイト立ち上げた団体であるが、2011 年 4 月から 2012 年 4 月までに 432 件の申し立てを受領したと述べた。内訳は以下のとおりである。

- 48%が侮辱を受けたと申し立てた。
- 39%が殴打されたと申し立てた。

³¹ ビアネット、「ECtHR、良心的兵役拒否者アイデミルに有利な判決（ECtHR Rules in Favor of Conscientious Objector Aydemir）」、2016 年 6 月 9 日、URL

³² 欧州庇護支援事務所、「カントリー・フォーカス：トルコ」、2016 年 11 月、37 ページ、URL

³³ 米国国務省、「2017 年国別人権報告書」、第 1 節 c、2018 年 4 月 20 日、URL

- 16%が過度の肉体活動を強制されたと申し立てた。
- 15%が適切な医療を受けられなかったと申し立てた。
- 13%が脅迫を受けたと申し立てた。
- 9%が不釣り合いな処罰を受けたと申し立てた。
- 5%が上官のために使い走りをさせられたと申し立てた。
- 4%が睡眠を剥奪されたと申し立てた。
- 4%が組織的ないじめを受けたと申し立てた（アスケル・ハクラリ [2012 年]、第 2 部）

情報源は、徴募兵の間で自殺する人数が多いと報告している（アスケル・ハクラリ [2012 年]、第 4 部、ヒュリエット・デリーニュース、2012 年 12 月 3 日）。議会の人権調査委員会の委員長によると、2010 年 6 月から 2012 年 12 月までの間に 175 人の兵士が自殺した（同上）。アスケル・ハクラリは、徴募兵 1 人が殴殺された事例 1 件および徴募兵 1 人が激しい殴打により障害を負った事例を報告している（[2012 年]、第 4 部）」³⁴

6.1.3 2013 年 12 月、ピアネット以下のように報道した。

「イスメット・ユルマズ国防大臣は、（AKP 政権が始まった）2002 年以降、強制的な徴兵中に少なくとも 1,036 人が自殺したと述べた。CHP 所属のマフムト・タナル議員による正式な照会に回答する形で、ユルマズは年ごとの自殺した兵士の人数の分布を以下のように公表した。

2002 年に 157 人、2003 年に 95 人、2004 年に 87 人、2005 年に 99 人、2006 年に 85 人、2007 年に 88 人、2008 年に 83 人、2009 年に 75 人、2010 年に 80 人、2011 年に 65 人、2012 年に 69 人および 2013 年（10 月 30 日まで）に 52 人」³⁵

6.1.4 2015 年 3 月、デイリー・サバは以下のように報道した。

「2002 年から 2012 年にかけて 983 人もの兵士が自殺し、この 3 年間でさらに 158 人が自殺で死亡した。

パネルディスカッションによると、兵士のうち実に 42%が『侮辱を受けた』と申し立てており、他にも多くの兵士が『不釣り合いなほどの厳罰』による精神的な憔悴、不十分な治療、『脅迫』、高官の私用での使い走り、睡眠剥奪などの屈辱を受けたという。

軍は、憂慮すべき自殺率を認識し、2013 年末にあるプロジェクトを開始し、各兵士に軍隊生活により良く対応できるよう『バディ』が割り当てられた。『バディ』は、報道によると、感情的な葛藤を抱えている兵士が個人的な問題に対処する上で役に立っているという。

アナドル通信社によると、2012 年の軍における自殺率が半減したことから、本プロジェクトは部分的に成功している」³⁶

³⁴ カナダ IRB、TUR104876.E、2014 年 6 月 4 日、URL

³⁵ ピアネット、「12 年で徴兵後の自殺者 1,036 人（1036 Committed Suicide on Drafting in 12 Years）」、2013 年 12 月 3 日、URL

³⁶ デイリー・サバ「(中略)より自殺で死亡する兵士の方が多 (More Turkish soldiers died from suicide [...])」、2015 年 3 月 14 日、URL

- 6.1.5 2015 年 2 月、ヒュリエット・デイリーニュースはまた、以下のように報道した。議会における野党からの質問に対し、国防大臣は、『ギュルハネ軍医アカデミー [GATA] において、自殺調査を目的としたセンターを設立する取り組みが開始された』（中略）。軍は事故またはその他の死亡事件を防止するための措置を講じており、特に問題を抱えているとされる兵士には予防的なサービスを提供していると付け加えた」³⁷
- 6.1.6 「2014 年版トルコに関する加盟進捗報告書」において、欧州委員会は、「徴募兵の権利意識が向上し、虐待、過度の肉体活動の強制および拷問防止のため、民間の取り組みが行われている」と報告した³⁸。同報告書はまた、「議会の人権調査委員会が兵役中の虐待の監視を開始した。徴募兵の虐待の事例は引き続き報告された」と指摘している³⁹。
- 6.1.7 CPIT は、本報告書の執筆時点で、参照した情報源からは徴募兵の虐待に関する詳細情報を得ることはできなかった。

[目次に戻る](#)

6.2 救済措置

- 6.2.1 安全保障に関する調査票への 2017 年 6 月付の OSCE への回答では、トルコの代表団は、徴募兵およびその他の軍人に関する以下の情報を提供した。

「行政的または法的手段により効果的な救済を得るため、法律により、軍人には権利を求めることが保証されている。申し立てを行う権利、知る権利、効果的な救済を得る権利は、憲法により保障されており、軍人には、軍人ではない民間人同様、これらの権利を行使する機会がある。軍内部の犯罪に関する捜査は、原告または被害者による告訴を要しない。司令官および上官には、この点で関連規定を定める責任がある」⁴⁰

- 6.2.2 同報告書はまた、以下のように指摘している。「(兵卒および徴募兵を含む) あらゆる軍人は、軍務または私事に関する権利または利益が侵害されたと考える場合は、トルコ軍内部軍務法 (Law on Internal Service of TAF) (法律第 211 号) 第 25 条および第 26 条により直属の上官を始めとする司令官に対して申し立てを行い、または裁判所で訴訟を起こす権利がある」⁴¹

- 6.2.3 LGBTI ニュース・トルコは、2014 年 8 月付の情報に基づき、以下の内容の記事を公表した。その中で徴募兵として兵役に就いたあるゲイの男性は、自身の経験について語り、兵役は困難であったが、「自分の立場や権利を理解していれば、自分に対してあえて何かできる者はいない。(中略) ほら、将校を含め、誰かが万一虐待をしようとしても、申し立てを行うための非常に厳格な制度が整備されている。総理府連絡センター (Prime Ministerial Center for Communications) があるのだ。1 週間のうちに、『ある兵士から申し立てがあった』と公表し、告発された者からの抗弁を求めることができる」⁴²

- 6.2.4 このテーマに関する詳細は、[性的指向](#)を参照。

³⁷ ヒュリエット、「軍事アカデミー、トルコ人兵士の自殺調査へ (Military academy to investigate suicide among Turkish soldiers)」, 2015 年 3 月 14 日、URL

³⁸ 欧州委員会、「2014 年版トルコに関する加盟進捗報告書」、2014 年 10 月 8 日、12 ページ、URL

³⁹ 欧州委員会、「2014 年版トルコに関する加盟進捗報告書」、2014 年 10 月 8 日、50 ページ、URL

⁴⁰ OSCE、「(中略) 代表団による回答」、15 ページ、2017 年 6 月 14 日、URL

⁴¹ OSCE、「(中略) 代表団による回答」、13 ページ、2017 年 6 月 14 日、URL

⁴² LGBTI ニュース・トルコ、「あるゲイ男性の徴兵経験 (中略) (A gay man's conscript experience [...])」、2014 年 8 月 16 日、URL

6.2.5 「2017 年国務省人権報告書」は、以下のように指摘している。「[2017 年] 4 月の国民投票で承認された憲法改正によってトルコの軍事裁判所は廃止され、懲戒処分的事案に対する軍事裁判のみが残されている」⁴³

6.2.6 2012 年 12 月、ピアネットは兵役中に死亡した男性の死について報道し、様々な救済措置について言及した。

「(中略) 欧州人権裁判所は、リュフティ・ヴォルカン・アクス (Lütfi Volkan Akinci) 事件において、トルコに対して不利な判決を下し、同氏の生存権が侵害されたと述べた。しかし、裁判所は、非金銭的損害賠償を認めなかった。

ECHR は、トルコが欧州人権宣言第 2 条に基づくアクスの生存権を侵害したと判断した。ECHR の判決によると、『軍事控訴裁判所 (Military Appeals Court) は、独立かつ客観的な決定を下さなかった』という。

2001 年 11 月、アクスは強制的な兵役を開始した。2002 年 6 月、アクス (22 歳) は強制的な兵役中に銃で撃たれた状態で発見された。アクスは間もなく死亡し、検視の結果、左側頭部に打ち込まれた銃弾で死亡したことが判明した。(中略)

アクス事件について軍による正式な捜査が行われたが、アクスが自殺をしたとして、軍当局者は違法行為および殺人未遂で有罪とはならなかった。

民間主導の別途の捜査でも当初の報告書を追認し、『アクスは混乱した精神状態にあり、軍から割り当てられた拳銃で自らを撃った』と述べた。

2003 年 4 月、アクスの家族は軍事控訴裁判所に提訴し、軍当局は違法行為について十分な捜査を実施しなかったと述べた。控訴裁判所は、『軍当局による違法行為はなかった』との判決を下した。

2004 年、アクスの家族は欧州人権裁判所に提訴した。トルコ政府は軍事控訴裁判所を擁護し、アクスは強制的な兵役開始前から抱えていた精神的な理由により自殺したと主張した」⁴⁴

[目次に戻る](#)

6.3 監視

6.3.1 「2014 年版トルコに関する加盟進捗報告書」において、欧州委員会は、以下のように報告した。「議会の人権調査委員会が兵役中の虐待の監視を開始した。徴募兵の虐待の事例は引き続き報告された」⁴⁵

6.3.2 「2017 年国務省人権報告書」は、以下のように指摘している。「議会の人権委員会 (Human Rights Commission : HRC) およびオンブズマン機関は、軍事刑務所を含む刑務所を事前の許可なく訪問し、視察する権限を持つ。視察は行っているが、訪問の頻度は不明である」⁴⁶

[目次に戻る](#)

⁴³ 米国国務省、「2017 年国別人権報告書」、第 1 節 e、2018 年 4 月 20 日、URL

⁴⁴ ピアネット、「ECHR、トルコに生存権侵害で有罪判決 (ECHR Finds Turkey Guilty For Abusing Right to Life)」、2012 年 12 月 12 日、URL

⁴⁵ 欧州委員会、「2014 年版トルコに関する加盟進捗報告書」、2014 年 10 月 8 日、50 ページ、URL

⁴⁶ 米国国務省、「2017 年国別人権報告書」、第 1 節 c、2018 年 4 月 20 日、URL

7. 忌避および脱走

7.1 定義

- 7.1.1 2014 年 6 月、様々な情報源を引用し、カナダ IRB は以下の情報を提供した。

「トルコの男性国民は、20 歳の誕生日の年の 7 月 1 日から 10 月 31 日までの間に軍の徴兵支部に出頭するよう求められる。このときに、徴募兵を兵役に登録するため、『最終徴兵検査』のプロセスが開始される。これらの徴募兵のうち、兵役の準備ができていない者は、理由（学生であること、健康上の理由で兵役に就けないこと、収監されていることなど）を記載した文書を提出しなければならない。軍の支部に出頭しなかった場合、同年 11 月 1 日の時点でヨクラマ・カチャウ（yoklama kaçagi：登録前徴兵忌避者）となる。

最終徴兵登録を完了した徴募兵は 21 歳になる年に入隊する。軍の支部の要請に応じなかった者または登録完了後に関連する軍事訓練センターもしくは部隊に入隊しなかった者はバカヤ（bakaya：登録後徴兵忌避者）となる」⁴⁷

[目次に戻る](#)

7.2 忌避者および脱走者の人数

- 7.2.1 2018 年 7 月、デイリー・ヒュリエットは、40 万人超が兵役から脱走したと言及した⁴⁸。

[目次に戻る](#)

7.3 忌避者および脱走者の発見

- 7.3.1 DFAT 報告書は、以下のように指摘している。「当局は兵役に関して高度な全国データベースを維持しているため、長期間にわたって兵役を回避することはほぼ不可能である。例えば、交通違反の疑いで警察に呼び止められることがあれば、本人の兵役記録との照合確認が行われる」⁴⁹

- 7.3.2 2014 年 6 月、様々な情報源を引用し、カナダ IRB は以下の情報を提供した。

「政府がヨクラマ・カチャウまたはバカヤ〔[定義](#)を参照〕になった者を把握した場合、行政当局（知事）から名前と住所が治安機関（警察または憲兵隊）に転送され、その後治安機関にこれらの人々を捜索する権限が与えられる。同時に、当該人物を担当する軍の支部が住所に正式な書簡を送付し、徴兵忌避者になった旨、関連手続きを済ませるために軍の支部に申請しなければならない旨を通告する。（中略）

軍事徴兵業務（トルコ語で Asker Alma Subesi）は、軍の支部であり、各地区に所在する。トルコの男性国民は全員、出生時にこれらの支部に自動的に登録される。18 歳になると、各男性国民には 2 つの選択肢が与えられる。高等教育に進学し兵役を延期するか（学校が在籍証明書を送付し支部が徴兵を延期する）、兵役に就くかである。徴兵期間が存在し、延期期間が終了すると、兵役に召集される旨の通知を受領する。

徴募兵が兵役に召集され、出頭しなかった場合、軍の徴兵支部は警察に書簡を送付し、警察が当該書簡をシステムに登録次第、その人物は徴兵忌避者として登録される。その

⁴⁷ カナダ IRB、TUR104876.E、2014 年 6 月 4 日、URL

⁴⁸ デイリー・ヒュリエット、「トルコ政府、有料兵役免除法案を提出（Turkish government submits paid military exemption bill）」、2018 年 7 月 17 日、URL

⁴⁹ オーストラリア政府、「DFAT 国別情報報告書」、28 ページ、2016 年 9 月 5 日、URL

後、警察は徴兵忌避者の登録住所に向かい、行方を確認する。徴兵忌避者の情報が警察のデータベースに入力されるため、日常的な警察の取り締まりで呼び止められることがあれば（トルコでは日常茶飯事である）、拘束されて手続きのために軍の支部に送られ、その後兵役に送られる。

調査総局とのやりとりにおいて、強制的な兵役を拒否する人々の権利を推進するために 2013 年 5 月にイスタンブールを拠点に設立された団体であるヴィスダニ・レット・デルネイ（Vicdani Ret Dernegi : VR-DER（良心的兵役拒否協会））の代表は、徴兵忌避の場合、国防省は徴兵忌避者に対して逮捕状を発行するが、容疑者には通知を送付しない（VR-DER、2014 年 5 月 20 日）。逮捕状の情報は GBT データベース [GBTs (Genel Bilgi Toplama Sistemi (総合情報収集システム) (IFOR、2014 年 1 月)) ともいう] に入力され、警察または憲兵隊は容疑者を発見した段階で逮捕することができる。

IFOR [国際友和会] は、最近の技術的進歩により、兵役忌避者を特定しやすくなったと説明している (IFOR、2014 年 1 月)。最近の旅券および身分証明書類に付されたバーコードは、GBTs の入力情報とひも付けされており、GBTs には有罪判決、逮捕令状、税の滞納等の情報の他、兵役の状況も記載されている。警察官および国境警備隊員は、携帯型装置でこの情報を読み取り、対象者が不履行の場合は拘束することができる」⁵⁰

7.3.3 徴兵忌避者の発見については、[海外渡航](#)も参照。

[目次に戻る](#)

7.4 海外渡航

7.4.1 様々な情報源を引用し、カナダ IRB は以下のように続けた。

「(中略) ヨクラマ・カチャウまたはバカヤ [[定義](#)を参照] は、『状況を合法化』するまで海外に渡航することができない (中略)。

(中略) トルコには国境検問があり、PoINET と呼ばれるデータベースで身元確認される。同データベースでは、徴兵の状況等複数の指標が確認される。徴兵忌避に関する報告がシステムに入力されていた場合、海外に渡航することができない。しかし、(中略) 状況がシステムに入力されるまでにある程度の時間差があることが多く、国外に出ることが可能なこともある」⁵¹

7.4.2 このテーマに関する情報は、[忌避者および脱走者の発見](#)も参照。

[目次に戻る](#)

7.5 結果

7.5.1 DFAT 報告書は、以下のように指摘している。「兵役忌避の結果、起訴され、罰金または 1 か月から 36 か月の懲役刑に処せられる。これらの事件では軍法および文民法の双方が適用され、場所によって、いずれの裁判所でも審理を行うことができる」⁵²

7.5.2 2014 年 6 月、様々な情報源を引用し、カナダ IRB は以下の内容を公表した。

「トルコ軍事法（在オタワトルコ大使館および在アンカラカナダ大使館職員の双方から裏付けを取っている）ならびに不在徴募兵、徴兵忌避者、[兵役] 未登録者および脱走者に関する法律（Law on Absentee Conscripts, Draft Evaders, Persons Unregistered [For

⁵⁰ カナダ IRB、TUR104876.E、2014 年 6 月 4 日、URL

⁵¹ カナダ IRB、TUR104876.E、2014 年 6 月 4 日、URL

⁵² オーストラリア政府、「DFAT 国別情報報告書」、28 ページ、2016 年 9 月 5 日、URL

Military Service], and Deserters) 第 63 条によると、平時の兵役忌避には以下の罰則が科される。

7 日以内に当局に出頭した者は懲役 1 か月、

7 日以内に逮捕された者は懲役 3 か月、

3 か月以内に出現した者は懲役 3 か月から 12 か月、

3 か月以内に逮捕された者は懲役 4 か月から 18 か月、

3 か月より後に出現した者は懲役 4 か月から 24 か月、

3 か月より後に逮捕された者は懲役 6 か月から 36 か月。

情報源は、本法は依然として適用されている（中略）ことを確認している。調査総局とのやりとりの中で、在アンカラカナダ大使館の職員は、本法ではまた、自傷行為、虚偽文書の行使等加重事情がある場合は、最高懲役 10 年に処せられると述べた（中略）。

VR-DER [ヴィスダニ・レット・デルネイ、良心的兵役拒否協会] の代表によると、第 63 条は何度も適用されることがあるという。忌避者が兵役を拒否する度に別途裁判が行われる。

IFOR [国際友和会] によると、兵役脱走者または忌避者は、軍の宣誓、制服着用または命令への服従拒否により、同法の第 87 条および第 88 条に基づいて起訴される可能性もある」⁵³

[目次に戻る](#)

8. シリアにおけるトルコの軍事作戦

- 8.1.1 2018 年 8 月、「トルコによる軍事占領下の生活について詳細な調査を行った後」、アムネスティ・インターナショナルは以下のように述べた。

「トルコ軍はシリアの武装組織に対して重大な人権侵害を好き放題にさせている（中略）アフリンの住民は様々な侵害に耐えており、その大半はトルコから装備・武器の提供を受けたシリアの武装勢力が行っている。これらの侵害行為には、恣意的な拘束、強制失踪、財産の没収および略奪が含まれ、トルコ軍は見て見ぬふりをしていた。これらの集団の一部およびトルコ軍自体が学校を占領し、数千人の子どもたちの教育を妨害している」⁵⁴

- 8.1.2 2018 年 6 月、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）は報告書を発表し、シリアにおけるトルコの軍事作戦について以下のように述べた。

「2016 年 8 月 24 日、トルコ共和国総理府は、『ユーフラテスの盾作戦』の開始を表明した。同作戦は、トルコの空軍・陸軍が関連武装勢力の支援を受けて実施する軍事作戦で、トルコに接するシリア北部の地域から、ISIL およびクルド人主体で米国が支援するシリア民主軍（SDF）を含む同国が『テロ組織』と呼んでいる勢力を一掃することを目的としている。同作戦は 2016 年 8 月から 2017 年 3 月末まで続き、トルコ軍と関連武装勢力はアレッポ県のジャラブルスおよびアザズ地区ならびにアルバブ市を占領した。

⁵³ カナダ IRB, TUR104876.E, 2014 年 6 月 4 日、URL

⁵⁴ アムネスティ・インターナショナル、「シリア：トルコは（中略）重大な侵害を止めなければならない（Syria: Turkey must stop serious violations [...]）」、2018 年 8 月 2 日、URL

2 回目の軍事攻撃である『オリーブの枝作戦』が 2018 年 1 月 20 日、トルコ軍によって開始された。これは、米国主導の連合軍が、シリア北部のトルコとの国境に沿ってクルド人の YPG が主体の SDF により主に構成される 3 万人強の国境警備部隊の創設および配備を公表してすぐのことであった。同作戦は、アフリン地区のクルド軍を直接狙ったものであり、以前ユーフラテスの盾作戦に参加した武装勢力に加え、トルコの空陸両軍が展開した（中略）

3 月 18 日までに、トルコ軍および関連武装勢力は、アフリン市を占領し、アフリン全地区がその後間もなく支配下に入った。同地域の占領に続いて、トルコ軍が現地での医療の提供、法執行および行政の責任を負った。病院の運営はトルコ赤新月社に移管された。新たな文民警察が、トルコで訓練を受けた警察官により組織され、地元の行政官はトルコが指名した人物に交代させられた」⁵⁵

8.1.3 OHCHR は民間人の状況について以下のように報じた。

「民間人の安全、健康に関する深刻な懸念を提起する情報が増えているにもかかわらず、トルコ軍およびその支配下にある関連武装勢力が支配する地域の民間人の状況については報告が少ない。アフリン、アルバーブ、アザズ、ジャラブルス等の地域では、治安情勢は不安定であり、事実上の当局は現在治安および安全を保証できていないか、していない。この状況は、様々な武装勢力間の戦闘により悪化しており、東ゲータを含むシリアの他の地域出身の武装勢力の戦闘員がさらにやってくることで一層悪化している。アレppo県北部のアフリン等の地域の情報筋は、OHCHR に対し、凶悪犯罪の水準は深刻であり、民間人が強盗、迷惑行為、拉致および殺人の被害に遭っていると報告している。OHCHR は、クルド軍に共感したり、所属していたりするとされる民間人に対する差別の疑惑について引き続き報告を得ている。

OHCHR は、シリア北部において、トルコ軍およびトルコ軍の支配下にある武装勢力が支配する地域において、武装勢力による無法状態および犯罪のまん延に関する報告を受けている。報告には、窃盗、迷惑行為、残酷な処遇およびその他の虐待、時には殺人に関する疑惑が含まれている（中略）

OHCHR はまた、トルコ軍の支配下にあると報じられている様々な武装勢力間の武力衝突が増加していることを記録しており、民間人に対して死傷者が生じるなど深刻な影響を及ぼしている（中略）。

OHCHR はまた、様々なトルコ関連の武装勢力の戦闘員により、政府および軍事施設の他、住居や商店から私有財産が略奪され、私有不動産が差し押さえられているという報告を確認している。各地域が占領されて間もなく大規模な略奪が起きたとされるが、とりわけ車両および農業機器の略奪は、毎日のように続いているとの報告を受けている」

⁵⁶

8.1.4 OHCHR はまた、クルド人ならびにジャーナリストおよび活動家への差別についても以下のように報告している。

「OHCHR は、民間人、特にアフリン出身のクルド人が事実上の当局により差別の標的となっているという報告を引き続き受領している。（中略）

⁵⁵ 国連人権高等弁務官事務所、「板挟みになって（中略）（Caught between a rock and a hard place [...]）」、2018 年 6 月、URL

⁵⁶ 国連人権高等弁務官事務所、「板挟みになって（中略）」、2018 年 6 月、URL

OHCHR は、逃亡したクルド人の住居をアラブ人が占拠することを認めることで、クルド人が帰宅することを実質的に妨げており、これは地域の民族構成を恒久的に変更しようとする試みなのではないかと懸念している。(中略)

OHCHR は、元々アフリン地区出身の人々、とりわけクルド人に対し、国内で避難した戦闘員およびその民間人の家族ならびに他の民間人と比較して、検査手続きが厳格化されたり「アフリン地区の各地域間を移動する」許可を得るプロセスが長くなったりしているとの情報を受領した。(中略) これは、そのような人物がクルド軍と関連があるのではないかという認識に関連した治安上の理由によるものとされる。(中略)

OHCHR は、女性を含むアフリン地区の民間人から、クルド軍の元兵士であった容疑またはクルド軍と関係がある容疑で自宅から連行されたり、検問所で拘束されたりしたとの報告を受領し続けている。そのような多数の民間人の行方は依然として不明である。そのような民間人の多くは、オリーブの枝作戦前には様々なクルド人武装勢力に強制的に徴集され、その後トルコ軍および関連武装勢力の双方から標的にされるようになった。(中略)

OHCHR は、アレッポ県北部のアフリンおよび他の地域において、トルコ関連の武装勢力によるジャーナリストおよび活動家に対する攻撃が行われたとの報告を確認している」⁵⁷

8.1.5 OHCHR の報告書は、さらに以下のように述べている。

「トルコ軍および関連武装勢力により地域が占領されているという前提により、民間人はさらなる人権侵害にさらされている。指摘したように、民間人は基本的な人道的サービスへのアクセスの欠如、強制退去、武器使用を伴う暴力による直接的・間接的影響、迷惑行為、拉致、失踪およびその他の差別的政策ならびに高い犯罪発生率に苦しみ続けている。(中略)

優先事項として、OHCHR はトルコ共和国に対し、同国がシリアのアフリン等の地域において支配下に置いている全ての武装勢力に対し、国際人道法に基づく義務を厳格に遵守するよう強く要求する」⁵⁸

[目次に戻る](#)

⁵⁷ 国連人権高等弁務官事務所、「板挟みになって (中略)」、2018 年 6 月、URL

⁵⁸ 国連人権高等弁務官事務所、「板挟みになって (中略)」、2018 年 6 月、URL



在アンカラ英国大使館

アンカラ市チャンカヤ区

シェヒト・エルサン・カッデシ 46/A (Şehit Ersan Caddesi 46/A)

電話 : (312) 426 3344

Fax : (312) 455 3352

www.fco.gov.uk

トルコにおける兵役に関する情報

2018 年 4 月にトルコ外務省から受領した情報によると、トルコ人国外在住者の兵役免除を規定する法律（軍事法の改正に関する法律）が 2016 年 1 月 14 日に採択され、2016 年 1 月 27 日から 2017 年 12 月 31 日まで有効となった（トルコ、2016 年 10 月 24 日）。これにより、複数の基準を満たしている特定の国民は、1,000 ユーロ（または相当）を支払うことで、兵役を免除された。

この兵役金納制は、当初の目的どおり、2017 年 12 月に終了した。これは実質的に特別な取引であり、はるかに安い免除費用を提示したものである。本プロセスは、申請者が 6,000 ユーロを支払う以前の制度に戻った（費用を除くその他の要件は全て同じである）。

移民課 (Migration Section)

本書簡は、明示した情報源から入手した情報のみに基づいて在アンカラ英国大使館職員が作成したものであり、作成者の見解または外務・英連邦省の政策を反映したものではない。作成者は内務省からの要請を受けて本書簡を作成したものであり、内容に関する今後の照会の内務省に行くこと。